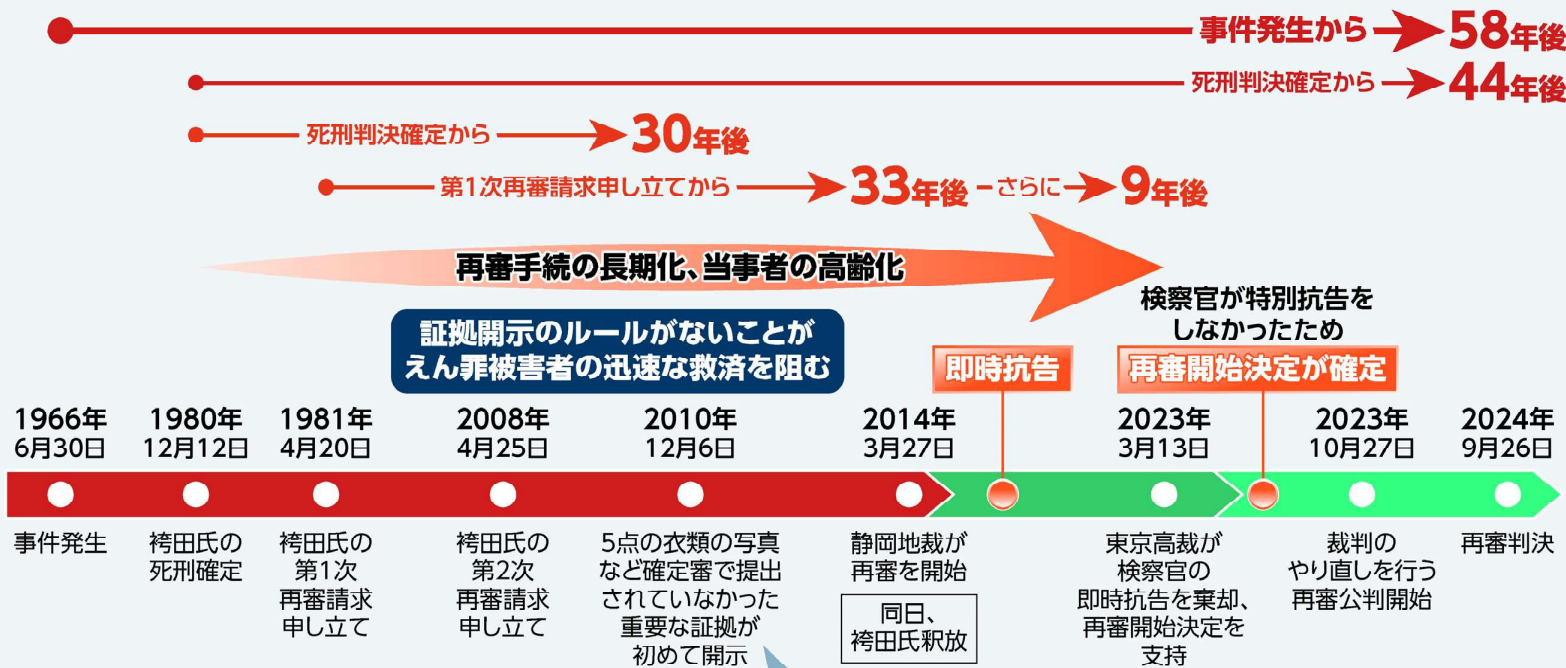


再審法の不備により長期化した袴田事件



※日弁連作成資料を基に作成



1966年に静岡県で起きた放火殺人事件で死刑判決が確定した袴田蔵さん（88）の再審公判の判決が、あす26日にあります。袴田さんが逮捕されてから再審判決まで58年間をたどりながら、再審制度の欠陥を考えてみました。（矢野昌弘）

再審法改正 待ったなし

「いつしたらいいか」という時間がかかるのでしょうか。しかし、原因はえん罪被害者を救済する最後のとりで、再審制度が機能不全を起しているからです。



車に乗り込み、記者の質問に答える袴田蔵さん＝2023年3月、浜松市

「第四編 再審」に書かれた部分を指します。刑罰法は全体で500条を超えるものですが、再審については19条の条文しかありません。49年に現行の刑罰法が施行されてから一度も再審法は改正されていません。

証拠の開示

袴田さんを苦しめた同法の欠陥のひとつは、検察や警察の持つ証拠を開示するルールがないことです。袴田さんの再審開始の決めで上会長の、再審法改正を強く求めました。再審法とは、刑事裁判の手続きを定めた刑事訴訟法の年もたつてからです。日弁連の再審法改正実現本部の鴨志田祐美本部長代行は「やる気のある裁判官に当たると、検察に証拠開示命令して証拠を出させてくれる。大崎事件の第2次再審請求で鹿児島地裁は何もしてくれなかった。それは証拠開示の手続きを定めたルールがないからと指摘します。」

検察の抗告



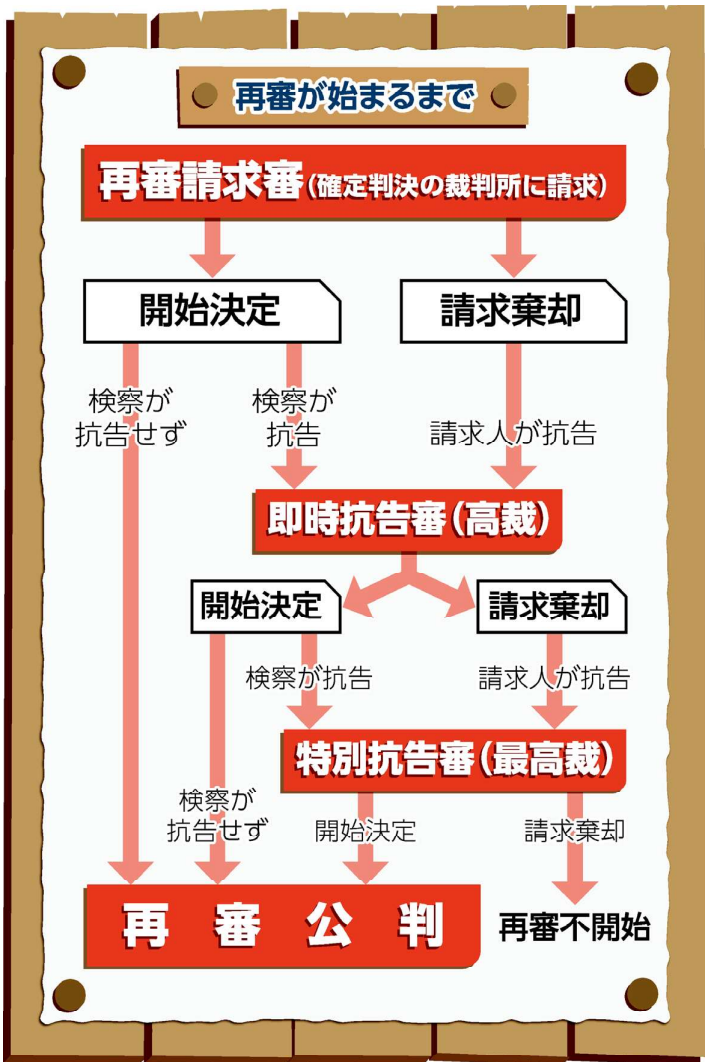
袴田蔵さんの第2次再審請求を申し立てる中で、「再審開始」などと書かれた垂れ幕の前で笑顔を見せる袴田蔵さん（中央）ら＝2023年3月、東京都千代田区

袴田さんを苦しめた第2の弊害は、検察官による抗告です。再審を求める再審請求審で、静岡地裁は14年に再審開始を決定しました。検察は、決定を不服として即時抗告。東京高裁は18年に再審開始を取り消す決定を出します。これに対し、弁護団がこの取り消し決定に特別抗告し、最高裁が20年に高裁に差し戻しました。東京高裁が23年に再審開始決定を出し、検察が抗告を断念したため、ようやく再審が決まりました。

静岡地裁の開始決定から10年たった今も袴田さんは死刑判決が確定したままです。鹿児島県の原口アヤ子さんが再審を求めている「大崎事件」では、「開かずの扉」と呼ばれる再審を3回も裁判所が認めています。ところが検察の抗告で取り消され、現在、第4次再審請求をしています。

日弁連は、「手続きの明文化・審理の公開」「記録・証拠品の保管・証拠の開示」「検察官抗告の禁止」といった再審法改正案を提案しています。今年3月には、超党派の再審法改正を目指す議員連盟が発足し、国会議員347人が名を連ね、改正の機運が高まっています。

特集 すいよう



えん罪救済最後のとりで機能不全

袴田事件58年にみる